

国立大学法人岡山大学個人情報ファイル簿

No. 12

1 個人情報ファイルの名称	研究者名簿
2 担当部課係名	研究交流部研究交流企画課
3 利用目的	科学研究費補助金等競争的資金の応募時に使用する。
4 記録項目	① 研究者番号 ②氏名 ③性別 □ 生年月日 ⑤ 部局名 □ 職名 □ 学位 ⑧ メールアドレス
5 記録範囲	学内研究者
6 記録情報の収集方法	研究者番号は文部科学省、その他の記録情報は人事課から入手
7 記録情報の経常的提供先	無
8 開示、訂正、利用停止等の請求先	(名称) 総務・企画部総務課 (所在地) 岡山市北区津島中一丁目1番1号
9 訂正、利用停止等に関して他の法律等により定められた特別の手続	無
10 個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第4項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 法第2条第4項第2号（マニュアルファイル）
11 個人情報ファイルの種別が電算処理ファイルである場合は、令第4条第3号に該当するマニュアルファイルの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
12 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない

13 独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報である旨	該当しない
14 独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 総務・企画部総務課 (所在地) 岡山市北区津島中一丁目1番1号
15 個人情報ファイルが法第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	無
16 独立行政法人等非識別加工情報の概要	
17 作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	
18 備考	

* この様式中「法」とは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）をいい、「令」とは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）をいう。